



# 鳥取県公報

令和8年10月6日（火）  
第9828号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| ◇ 告 示  | 保安林の指定予定（629）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2    |
|        | 保安林の指定の解除予定（630）（ 〃 ）・・・・・・・・・・ 2      |
|        | 県営土地改良事業の工事の完了（631）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 2 |
|        | 公共測量の実施（3件）（632～634）（県土総務課）・・・・・・・・ 2  |
|        | 公共測量の終了（2件）（635・636）（ 〃 ）・・・・・・・・ 3    |
| ◇ 公 告  | 農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・ 4       |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育センター）・・・・ 4        |

## 告 示

### 鳥取県告示第629号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八頭町落岩字笹杭630の4、630の48
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第630号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市瀬田蔵字八反田西平384の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 鳥取県告示第631号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年10月6日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

| 土地改良事業の名称                  | 工事完了年月日   |
|----------------------------|-----------|
| 県営農村地域防災減災事業 瀬戸谷池地区 ため池等整備 | 令和8年7月23日 |

### 鳥取県告示第632号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ

り告示する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年6月23日から令和8年9月30日まで
- 3 作業地域 鳥取市賀露町南二丁目

---

#### 鳥取県告示第633号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年9月1日から令和9年3月12日まで
- 3 作業地域 鳥取市気高町及び鹿野町

---

#### 鳥取県告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年9月3日から令和9年2月26日まで
- 3 作業地域 米子市、境港市、西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡江府町

---

#### 鳥取県告示第635号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町久古
- 3 終了年月日 令和8年6月30日

---

#### 鳥取県告示第636号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市用瀬町赤波

3 終了年月日 令和8年9月1日

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 農地の所在及び地番        | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------|----|------------|
| 東伯郡琴浦町大字高岡字樋口226 | 田  | 1,848      |
| 東伯郡琴浦町大字高岡字樋口229 |    | 2,012      |

## 2 利用権の内容等

| 所在及び地番           | 内容 | 始期       | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|------------------|----|----------|------|-----------------|
| 東伯郡琴浦町大字高岡字樋口226 | 田  | 令和9年1月1日 | 10年  | 94,090          |
| 東伯郡琴浦町大字高岡字樋口229 |    |          |      | 102,440         |

## 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

## 4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

## 5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取地方法務局において供託された補償金の還付を請求することができる。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月6日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンス調達業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) ライセンス利用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

## (4) 納入期限

令和9年2月26日

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法等

ア 入札は紙により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年10月13日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育センター教育DX推進課

## 4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年10月6日（火）から同年11月4日（水）までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/306317.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年10月6日（火）から同年11月4日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付の最終日は正午までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和8年11月18日（水）午前10時即時開札。ただし、郵送等による入札書の受領期限は、同月17日（火）午後3時とする。

## イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201  
鳥取県教育センター本館2階 第2研修室

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」又は「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和8年11月4日（水）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

## 要

## (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Microsoft 365 A3 for Education 3,500 users/36 months

(2) 2026-11-04 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-11-18 10:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-11-17 15:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita,  
Tottori-shi, 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2387